2．続けて手当を受ける場合

児童等の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

【現況届の提出が必要な方】

・離婚協議中で配偶者と別居されている方
・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
・支給要件児童の戸籍がない方
・児童の兄姉等のうちに学生以外の者がいる方（添付書類として、監護相当・生計費の負担についての確認書の提出が必要）
・その他、市区町村から提出の案内があった方

※　現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※　現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

3．例えば以下の１～６に該当するときは、お住まいの市区町村に届出が必要です。

1．児童を養育しなくなったことなどにより、**支給対象となる児童がいなくなったとき**
2．受給者や配偶者、児童等の**住所が変わったとき**（他の市区町村や海外への転出を含む）
3．受給者や配偶者、児童等の**氏名が変わったとき**
4．一緒に児童を養育する**配偶者を有するに至ったとき**、または児童を養育していた**配偶者がいなくなったとき**
5．受給者の**加入する年金が変わったとき**（受給者が公務員になったときを含む）
6．国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から**「父母指定者」**の指定を受けるとき

4．18歳年度末経過後も引き続き「第３子以降」として加算を受けるためには、お住まいの市区町村に届出が必要です。

下記に該当する方は、引き続き「第３子以降」として加算を受けるにあたって書類の提出が必要です。

1．養育している子が18歳年度末を迎えるとき（「第３子以降」として加算を受けている場合に限る）
額改定請求書と監護相当・生計費の負担についての確認書の提出が必要となります。

2．進学した児童の兄姉等が、22歳年度末到来前に学校を卒業するとき
（例えば、児童の兄姉等が短大や専門学校を卒業する場合）
監護相当・生計費の負担についての確認書の提出が必要となります。

※　必要に応じて、他に添付書類を提出いただくことがあります。

寄付について

児童手当の全部または一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄付を行う手続があります。ご関心のある方はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

現況届は原則提出不要になりました



もっと子育て応援！児童手当

児童手当の申請やお問い合わせはお住まい（住所地）の市区町村へ



伯耆町役場　福祉課
0859－68－5533

こども家庭庁・都道府県・市区町村

ー　児童手当について　ー

１．支給対象

児童（18歳の誕生日後の最初の３月31日までの間にある子）を養育している方

２．支給額

児童の年齢	児童手当の額 （１人当たり月額）
３歳未満	15,000円 （第３子以降は30,000円）
３歳以上 高校生年代まで	10,000円 （第３子以降は30,000円）

※　「第３子以降」とは、児童及び児童の兄姉等のうち、年齢が上の子から数えて３番目以降の子のことをいいます。

※　「児童の兄姉等」とは、18歳の誕生日後の最初の３月31日を経過した後の22歳の最初の３月31日までの間にあって親等に経済的負担のある子のことをいいます。

３．　支給時期

原則として、毎年２月、４月、６月、８月、10月、12月（偶数月）の５日※に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

例）６月の支給日には、４～５月分の手当を支給します。

※5日が土･日･祝日等の場合は直前の平日が支給日となります。

４．　申し出があった方についての学校給食費や保育料などを、市区町村が児童手当から徴収することが可能です。

※　学校給食費などの徴収を実施するかどうかは、各市区町村で異なります。

児童手当制度では、以下のルールを適用します！



1. 原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給します**（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給します。**
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、**日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。**
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、**その未成年後見人に支給します。**
5. 児童が里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、**その児童の里親などや施設の設置者に支給します。**

手続の方法は…

１．はじめに行うこと

●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。
市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めにお願いします。

※　請求者名義の金融機関の口座番号がわかるものなど、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。

※　認定請求書には、請求者等の個人番号の記載が必要です。

「マイナポータルの児童手当手続」について

「マイナポータル」を利用すれば、市区町村の窓口に出向くことなく、マイナンバーカードを用いてオンラインで申請ができます。

申請は、出生や転入から15日以内に！

15日特例

児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、出生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から１５日以内であれば、申請月分から支給します。
申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

１．お子さんが生まれたとき

出生の日の翌日から15日以内に、
現住所の市区町村に申請が必要です！

※　里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく！

２．他の市区町村や海外から転入したとき

転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です！

公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合は、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

〇公務員になった場合
〇退職等により、公務員でなくなった場合
〇公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※　申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。